

感染症対策に関する行政評価・監視－国際的に脅威となる感染症への対応を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成28年8月～29年12月
2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省、総務省、国土交通省、防衛省
関連調査等対象機関：都道府県(16)、市町村(11)、特別区(4)、医療機関(45)、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成29年12月15日 厚生労働省

【回答年月日】 平成30年7月20日

【調査の背景事情】

- グローバリゼーションの進展等により、国境を越えて国際社会全体に広がる感染症が脅威となっており、近年は、西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大、アラビア半島諸国を中心に発生が確認された中東呼吸器症候群（以下「MERS」という。）の韓国における感染拡大などがみられた。
- 国は、検疫法（昭和26年法律第201号）により、検疫所において国内に常在しない感染症の病原体の国内侵入を防止するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）により、感染症指定医療機関の整備を促進するなど国内対策としての備えを行ってきた。また、「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」（平成27年9月11日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）を定め、国際的に脅威となる感染症に対する国内の対応能力の向上により危機管理体制を強化することとしている。
- しかし、感染症対策への取組については、感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態等の把握や、適切な患者搬送を行うための体制・機材の確保や関係機関の連携が不十分な状況がみられるほか、感染症指定医療機関の中には診療体制等が不十分なものがあるとの指摘もある。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国際的に脅威となる感染症を中心として、感染症が発生した際の迅速・的確な対応を確保する観点から、検疫所における水際対策の実施状況及び感染症のまん延防止対策の実施状況を調査するとともに、今後の感染症危機への対応のために必要な関係行政機関等の連携の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

令和2年4月1日（水）参議院決算委員会 立憲・国民新緑風会・社民 古賀之士

出典：総務省「感染症対策に関する行政評価・監視－国際的に脅威となる感染症への対応を中心として－の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要」 ※枠・下線は古賀事務所が付加

| 勧告事項等 | 厚生労働省が講じた改善措置状況 |
|---|---|
| <p>1 検疫所における水際対策の徹底・充実</p> <p>(1) 健康監視の的確な実施 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、検疫感染症の国内への侵入防止対策の徹底を図る観点から、検疫所における健康監視機能を十全に発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 検疫所によるエボラ出血熱及びMERSに係る健康監視対象者の選定に当たっては、<u>入国者のうち、流行国での滞在歴、感染源との接触歴等について検疫官による確認を要する者に対し、入国管理局による入国審査と連携して、その確認を要することについて周知徹底を図るとともに、今後より多くの入国者が見込まれることを踏まえ、こうした検疫官による必要な確認を確実にを行うための方策について、諸外国による取組等も参考にして、早急に検討すること。</u></p> <p>あわせて、出国時における健康監視制度の効果的な周知に係る関係機関との連携協力についても検討し、早期に実施すること。</p> | <p>→ 健康監視対象者の選定に当たっては、入国者に対し、感染症の流行国での滞在歴等の確認を要することについて周知徹底することが重要であり、入国管理局による入国審査とも連携を図るため、法務省入国管理局に対し、「渡航者に対する健康監視の周知等の徹底について（協力依頼）」（平成30年3月30日付け健感発0330第2号・薬生食検発0330第1号厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）を発出し、海外における感染症の流行状況に応じて、入国審査時にパスポートを確認し、流行国の滞在歴の確認等を行うことについて協力を依頼した。</p> <p>また、各航空会社に対し、「渡航者に対する健康状態の確認のためのアナウンスについて（協力依頼）」（平成30年3月30日付け健感発0330第4号・薬生食検発0330第3号厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）を発出し、日本の空港に到着する航空機の機内アナウンスにおいて、発熱、咳などの体調不良がある場合、検疫官に申し出るよう呼び掛けを依頼した。</p> <p>あわせて、出国時における健康監視制度の効果的な周知に係る関係機関との連携協力について、前述の法務省入国管理局宛ての通知において、出国手続の際に、出国審査場など渡航者が確認できる場所に健康監視制度を周知徹底するためのポスターを掲示することを依頼した。</p> <p>また、国土交通省航空局に対し、「渡航者に対する健康監視の周知等のための情報提供について（協力依頼）」（平成30年3月30日付け健感発0330第3号・薬生食検発0330第2号厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）を発出し、渡航者が多い成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港の各空港管理会社において、前述のポスターの空港内での掲示、館内アナウンス等を活用した健康監視制度の周知を依頼した。</p> <p>なお、各検疫所に対し、「渡航者に対する健康監視の周知等について」（平成30年3月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室事務連絡）により、各地方入</p> |

| 勧告事項等 | 厚生労働省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p data-bbox="212 311 1086 486">② 検疫所に対し、i) 健康監視対象者からの報告徴収の方法や健康監視対象者に連絡がつかなかった場合の対応の方法、ii) 関係都道府県等への通知の時期、情報提供の方法等及びiii) 罰則適用の取扱いも含め、健康監視対象者に対する健康状態等の報告の遵守方策について検討し具体的に示すとともに、その運用実態を的確に把握し、適切な運用の徹底を図ること。</p> <p data-bbox="212 622 1086 758">③ 都道府県等に対し、i) 検疫所において健康監視対象者に連絡がつかなかった場合の連携や、ii) 検疫所から健康監視対象者の居所等に関する情報提供があった場合における対応の在り方について具体的に示すとともに、その適切な対応について要請すること。</p> <p data-bbox="212 766 291 798">(説明)</p> <p data-bbox="201 798 403 829"><制度の概要等></p> <ul data-bbox="201 829 1097 1388" style="list-style-type: none"> ○ 検疫法では、検疫所長は、検疫感染症の病原体が国内に侵入することを防止するため、海外からの来航者等について必要な質問や診察を行い、又は検疫官にこれを行わせることができるとされている。これにより、検疫所では、サーモグラフィによる体温の確認や有症者の診察・健康相談等を行い、検疫感染症の有無を入国前に確認 ○ 検疫法により、検疫所は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないもの（以下「健康監視対象者」という。）に対し、一定期間、体温その他の健康状態（以下「健康状態等」という。）について報告を求める健康監視を実施 ○ 健康監視対象者については、エボラ流行国に滞在歴がある者やMERS流行国に滞在歴のある者でラクダとの濃厚接触歴がある者等、国外の流行状況等を踏まえ、通知に基づき選定 ○ 健康監視対象者は、一定期間（エボラ出血熱：21日以内、MERS：14日以内）、毎日2回（朝・夕）体温を測り、検疫所に健康状態等を報告（注） <small>(注) 調査対象期間中の報告規定に基づくものであり、対象となる期間は次のとおり。</small> <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱：平成27年1月1日から27年12月31日まで ・ MERS：平成27年9月18日から28年7月31日まで | <p data-bbox="1153 215 2049 279">国管理局及び各空港管理会社と協力して、健康監視制度の周知に係る具体的な対応を行うよう指示したところである。</p> <p data-bbox="1131 311 2049 406">→ 平成30年3月22日、各検疫所に対し、「感染症対策に関する行政評価・監視による勧告に基づく健康監視に関する調査票」を発出し、各検疫所における健康監視の運用実態を報告するよう指示した。</p> <p data-bbox="1153 406 2049 582">今後、各検疫所からの報告結果を踏まえ、i) 健康監視対象者からの報告徴収の方法や健康監視対象者に連絡がつかなかった場合の対応の方法、ii) 関係都道府県等への通知の時期、情報提供の方法等及びiii) 罰則適用の取扱いも含め、健康監視対象者に対する健康状態等の報告の遵守方策について検討し、平成30年度中を目途に、これらを具体的に示す予定である。</p> <p data-bbox="1131 614 2049 750">→ 上記の報告結果等を踏まえ、平成30年度中を目途に、都道府県等に対し、健康監視対象者に連絡がつかなかった場合の連携や、検疫所から健康監視対象者の居所等に関する情報提供があった場合における対応方策等について具体的に示す予定である。</p> |

| 勧告事項等 | 厚生労働省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>○ 検疫法では、健康監視対象者が健康状態等の報告をしなかった又は虚偽の報告をした場合の罰則規定があるが、制度発足以降、適用実績なし</p> <p>○ 健康監視対象者が発生した場合、検疫所は、直ちに当該者の居所の所在地を管轄する都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し、居所、連絡先、氏名等の情報を通知</p> | |
| <p><調査結果></p> <p>○ 入国時の渡航歴等の申告が遵守されていない <8事例9人>（注）</p> <p>→ 渡航歴等があることを入国時に申告しなかったことから健康監視対象者にならず、入国後に発熱・入院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ流行国に滞在歴があった者が、申告が必要と知らず入国し、入国後に健康監視対象者に選定された事例 <1事例2人> ・ MER S 流行国に滞在歴があった者が、入国時に申告せず入国後に感染症指定医療機関に入院・診察等した事例 <7事例7人> <p>（注）調査対象期間：平成27年1月1日から28年7月31日まで</p> <p>○ 健康監視対象者からの入国後の健康状態等の報告が遵守されていない <健康状態等の報告が遅延・中断した者が約6割>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱に係る健康監視対象者が健康状態等の報告を遅延・中断 <約56%>（179/319人） ・ MER Sに係る健康監視対象者が健康状態等の報告を遅延・中断 <約67%>（394/592人） <p>→ 中には健康状態等を十分に確認できないまま健康監視期間が終了した者 <4検疫所11人></p> <p>（注）遅延：朝の報告が正午までに、夕刻の報告が午前0時までになく、当該報告時刻までに健康状態等を確認できなかったもの 中断：1日間以上全く報告がなかった又は報告があったものの体温を測定・報告しておらず、健康状態等を確認できなかったもの</p> | |
| <p>(2) 検疫感染症患者等への対応措置の実効性の確保</p> <p>ア 検疫感染症患者等の隔離・停留先及びその搬送手段の適切な確保</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、検疫感染症患者等への対応措置の実効性の確保を図る観点から、各検疫所における検疫感染症患者等の隔離・停留先及びその搬送手段が適切に確保され、関係機関等との調整・取決めに基づき確実に実行されるものとなっているか総点検を行い、その結果、不十分又は不適切なものについては、その改善を指示する必要がある。</p> | <p>→ 平成30年3月22日、各検疫所に対し、「感染症対策に関する行政評価・監視による勧告に基づく総点検票」を发出し、検疫感染症患者等の隔離・停留先及び感染症指定医療機関への搬送体制等を確認するよう指示した。</p> <p>各検疫所からの報告内容を精査し、その結果を踏まえ、平成30年度中を目途に、検疫感染症患者等の隔離・停留先及びその搬送手段の確保が不十分又は</p> |

| 勧告事項等 | 厚生労働省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>また、離島からの1類感染症の患者等の搬送手段の確保については、航空機や船舶といった搬送手段を有する関係機関等の協力を得て適切に対応する必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検疫法では、①1類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者等又は新感染症の所見がある者を発見した場合、当該患者を隔離することが、②1類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の病原体に汚染されたおそれのある者を発見した場合はその者を停留することができることとされている(以下、検疫法に基づく隔離・停留の対象となる者を総称して「検疫感染症患者等」という。) ○ 検疫感染症患者等が発見された場合、検疫所長は、隔離・停留のため感染症指定医療機関に当該患者等を搬送する責務あり ○ 各検疫所は、検疫感染症患者等を発見した場合に備え、検疫感染症患者等の入院を委託する感染症指定医療機関と入院委託契約を締結 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検疫感染症患者等の隔離・停留先の確保が十分でない <4検疫所> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫感染症患者等の停留先が未確保 <2検疫所> ・ 1類感染症の患者等の隔離・停留先が未確保 <1検疫所> ・ 検疫感染症患者等を感染症病床でなく一般病床に隔離・停留する取扱いとしているもの <1検疫所> ○ 検疫感染症患者等の搬送手段の確保が十分でない <11検疫所> <p>【主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島内で発生した1類感染症の患者等について、島外の特定又は第1種感染症指定医療機関まで搬送する手段が未確保 <3検疫所> ・ 消防機関や保健所と連携して感染症患者等を搬送する方針としているが、具体的な手順や役割分担を未決定 <3検疫所> ・ 保有する公用車(普通乗用車)では重症化した検疫感染症患者等の搬送に適さないと認識しているものの、消防機関や都道府県等と重症化した検疫感染症患者等の搬送協力に係る協議が進んでいない。 <1検疫所> <p>イ 総合的訓練の適切な実施 (勧告要旨)</p> | <p>不適切なものについては、その改善を指示する予定である。</p> <p>また、離島からの1類感染症の患者等の搬送手段の確保については、民間企業における搬送の可能性を含め、関係機関等と協議を行っているところである。</p> |

| 勧告事項等 | 厚生労働省が講じた改善措置状況 |
|--|---|
| <p>厚生労働省は、検疫感染症の発生への対応措置の実効性の確保を図る観点から、各検疫所に対し、現在の出入国、検疫感染症等の実態及び検疫所の業務・体制を踏まえた総合的訓練の実施基準を示し、その定期的な実施を徹底するとともに、保健所、消防機関等の関係機関の参加も得て、実際に対応し得る措置訓練の実施に努めるよう指示する必要がある。また、各検疫所から提出される訓練実施報告書の検証結果や優良事例の収集・提供等を通じて、各検疫所における効果的な訓練の実施を支援する必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 検疫所は、「汚染船舶等措置訓練の実施について」(昭和36年3月27日付け衛発第258号厚生省公衆衛生局長通知。以下「昭和36年通知」という。)に基づき、必ず年1回以上、検疫感染症患者等が発見された場合に備え、総合的訓練(注)を実施し、訓練終了後、成果等について評価の上、訓練実施報告書を本省に提出</p> <p>(注) 検疫感染症患者等の発見から搬送・消毒に至るまでの一連の対応を想定した訓練</p> <p>○ 昭和36年通知が発出された当時とは、出入国の状況等も大きく変化し、新たな検疫感染症も発生している中、厚生労働省は、昭和36年通知の見直しを未実施</p> <p><調査結果></p> <p>○ 総合的訓練の実施が十分でない <8検疫所></p> <p>【主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人員体制が小規模なことにより、総合的訓練を過去3年間(平成25年度から27年度まで)未実施 <3検疫所> ・ 搬送協力の合意を得ている消防機関が総合的訓練に参加しているが、訓練の見学や情報伝達訓練への参加にとどまっているもの <4検疫所> <p>2 感染症のまん延防止対策の徹底・充実</p> <p>(1) 感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> | <p>一 平成29年11月21日に行った全国検疫所職員研修会の研修課題として、訓練を取り上げ、各検疫所における訓練の実施状況について検証及び共有を行った。同研修会の報告書等を参考にして、30年6月11日に各検疫所に対し、「検疫所における措置訓練の実施について」(平成30年6月11日付け生食発0611第3号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)を発出し、現在の出入国、検疫感染症等の実態及び検疫所の業務・体制を踏まえ、海外での感染症の流行状況や検疫所の規模等に応じて実施するといった総合的訓練の実施基準を示し、その定期的な実施を指示した。</p> <p>また、前述の「感染症対策に関する行政評価・監視による勧告に基づく総点検票」により、各検疫所における関係機関と連携した訓練の実施状況について把握するとともに、平成29年度に各検疫所が実施した訓練実施報告書の検証結果や優良事例を取りまとめ、これらの結果を踏まえ、30年度中を目途に、各検疫所に対し、保健所、消防機関等の関係機関の参加も含めた効果的な訓練の実施に努めるよう指示する予定である。</p> |

| 勧告事項等 | 厚生労働省が講じた改善措置状況 |
|--|--|
| <p>① 全国の感染症指定医療機関を対象として、実効性のある診療体制等が構築されているかとの観点から、各感染症指定医療機関における感染症患者等の受入れ可能病床の状況、受け入れた感染症患者等の診察、検査等を行う医療従事者の状況、運営費補助金の交付状況、感染症患者等への対応を適切に行うために必要となる医療施設・設備の状況等について、都道府県と連携して実態把握を行うこと。</p> <p>② 上記①の実態把握の結果、個々の感染症指定医療機関に関し、感染症患者等の受入れ・診療体制等の実効性が確保されていないと認められるものや院内感染防止等の観点から現行の指定基準等に照らし問題があると認められるものについては、当該感染症指定医療機関や都道府県等の関係機関とも連携して、その改善に向けた確に対応するとともに、感染症指定医療機関の診療体制等の整備について推奨すべき取組事例を積極的に収集し、感染症指定医療機関に対し、情報提供すること。</p> <p>③ 上記②の措置では実効性のある診療体制等が確保できないと認められるものについては、医療機関における体制面・財政面の実態、感染症の発生状況等にも留意しつつ、現行の感染症指定医療機関制度の枠組み、指定基準等について見直しを検討すること。</p> | <p>→ 平成 29 年 12 月 15 日の勧告を踏まえ、全国の都道府県に対し、「総務省による「感染症対策に関する行政評価・監視」に係る勧告を踏まえた実態調査について（依頼）」（平成 29 年 12 月 26 日付け健感発 1226 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を発出し、管内の感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備に関する実態調査を依頼した。</p> <p>調査に当たっては、都道府県から管内の全ての感染症指定医療機関に調査表を送付し、自己点検を依頼するとともに、自己点検後、都道府県が現地確認を行うよう要請した。</p> <p>平成 30 年 5 月 18 日までに全ての都道府県から回答があり、当該調査結果については、<u>平成 30 年中を目途に整理する予定である。</u></p> <p>→ 平成 30 年 1 月 18 日に開催した全国厚生労働関係部局長会議及び同年 2 月 21 日に開催した全国健康関係主管課長会議において、上記実態調査の結果、感染症指定医療機関の診療体制等に関し、改善すべき点等が認められた場合には、改めて通知等する旨を都道府県に周知した。</p> <p>具体的には、上記実態調査の結果、個々の感染症指定医療機関に関し、感染症患者等の受入れ・診療体制等の実効性が確保されていないと認められるものや院内感染防止等の観点から現行の指定基準等に照らし問題があると認められるものについては、平成 30 年度中を目途に、当該感染症指定医療機関や都道府県等の関係機関とも連携して、その改善に向けた確に対応するとともに、実態調査により把握できた感染症指定医療機関の診療体制等の整備について推奨すべき取組事例を感染症指定医療機関に対し、<u>情報提供する予定である。</u></p> <p>→ なお、仮に上記②の措置では実効性のある診療体制等が確保できないと認められる状況があった場合には、現行の感染症指定医療機関制度の枠組み、指定基準等の見直しについて<u>検討する予定である。</u></p> |
| <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国及び都道府県は、感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供し、その重症化を防ぐことを担当する医療機関として、担当する感染症の類型等に応じて、次の感染症指定医療機関を指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定感染症指定医療機関（厚生労働大臣指定）：新感染症、1 類・2 類感染症、新型インフルエンザ等感染症に対応。全国に 4 か所 ・ 第 1 種感染症指定医療機関（都道府県知事指定）：1 類・2 類感染症、新 | |

連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、嚴重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。介護情報との連携を進めるに当たって、手法等について引き続き検討する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

(ii) 医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中¹⁷⁾に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、

2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。質が高く効率的な救急医療提供体制の構築のため、救急医療のデータ連携体制の構築、救急救命士の資質向上・活用に向けた環境整備に関し検討を行う。

諸外国と比べて高い水準にとどまる入院日数の縮小を目指す。特に精神病床については、認知症である者を含めその入院患者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など基盤整備への支援等を講ずる。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、医療機関へのかかり方について行政・保険者等が連携し啓発を行う。高額医療機器の効

¹⁷⁾ 医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで。

Ⅲ. 提言等

1. 政府及び地方公共団体への提言

(1) クラスター対策の抜本的な強化

現在の実施体制では、クラスターの早期発見・早期対応という戦略を更に継続するのは厳しく、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行を回避できなくなる可能性があります。

このため、専門家会議としては、抜本的なクラスター対策の拡充を迅速に実施すべきであると考え、その一刻も早い実現を政府に強く要望します。具体的には、①地域でクラスター（患者集団）対策を指揮する専門家を支援する人材の確保、②地方公共団体間の強力な広域連携の推進を図った上で、③地方公共団体間で保持する感染者情報をそれぞれの地域のリスクアセスメントに活用できるシステムを作ること、④保健所が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算の投入等が挙げられます。

(2) 北海道及び各地方公共団体へのお願い

この先、新たな感染者やクラスターの発生もあり得ますので、引き続き注意深く警戒を続けながら、今後は、適宜、必要に応じて、今回と同様の対応を講じることも視野に入れておく必要があります。一方で、この北海道の経験は、他の地域においても、政府との緊密な情報連携により、地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性を示唆していると考えます。感染状況が拡大傾向にある地方公共団体におかれましては、まん延のおそれが高くなるように、厚生労働省からもたらされた情報等を基に、まずは、地域住民の行動変容につなげるための自発的な取組の実施も考慮していただきたいと考えます。

(3) 「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取組の必要性に関する周知啓発の徹底

まん延の防止に当たっては、国民の行動変容を一層徹底していく必要があります。このため、専門家会議としては、国に対しては、3つの条件が同時に重なった場を避けることの必要性についての周知広報の充実を求めます。

(4) 重症者を優先する医療体制の構築

重症患者に対する診療には、特別な知識や環境、医療機器を要するため、診療できる人員と資源を継続的に確保することが重要な課題です。そのため、一般医療機関のうちどの機関が感染者の受入れをするか、あらかじめ決めておく必要があります。その上で、関係医療機関の連携・協力の下、受入病床数を増やすだけでなく、一般医療機関の医療従事者にも新型コロナウイルス感染症の診療に参加していただく支援が不可欠です。

そこで、専門家会議としては、重症者を優先する医療体制へ迅速に移行するため、地域の感染拡大の状況に応じて、受診、入院、退院の方針を以下のように変更する検



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

○感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律施行令の一部
を改正する政令(五九)

○新型コロナウイルス感染症を指定感
染症として定める等の政令の一部を
改正する政令(六〇)

(官庁報告)

官庁事項

新型コロナウイルス感染症対策本部の
設置に関する公示(内閣)

本号で公布された
法令のあらまし

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行令の一部を改正する政令(政令
第五九号)(厚生労働省)

1 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス
(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保
健機関に対して、人に伝染する能力を有するこ
とが新たに報告されたものに限り。)を感染症の
予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
律第六条第二十三項の四種病原体等に指定するこ
ととした。(第三条関係)

2 この政令は、公布の日の翌日から施行するこ
ととした。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として
定める等の政令の一部を改正する政令(政令第
六〇号)(厚生労働省)

1 新型コロナウイルス感染症について、新たに
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律第三十一条から第三十三条まで、第四
条の二(第三項を除く)、第四四条の三、第四
四条の五の規定等を準用することとし、所要の
読替規定の整備を行うこととした。(第三条関
係)

2 この政令は、公布の日の翌日から施行するこ
ととした。

政

令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公
布する。

御 名 御 璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第
六条第二十三項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)の
一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機
関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布
する。

御 名 御 璽

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第
七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)の一部を
次のように改正する。

第三条中「第三十条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条(第四項を除く)、第三十七条
を「第三十七号まで」に改め、「第四十四条まで」の下に、「第四十四条の二(第三項を除く)、第四

十四条の三、第四十四条の五」を加え、「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第
八号、第九号」を削り、「第六十三号の二、第六十四条第一項」を「第六十四号まで」に改め、
同条の表法第三十条の項の次に次のように加える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| | | |
|---|--|--|
| 法第三十一条第一項 | 一類感染症、二類感染症又は三類感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| 第三十一条の表法第三十四条の項を次のように改める。 | | |
| 法第三十二条及び第三十三条 | 一類感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| 第三十二条の表法第三十五条第一項の項を次のように改める。 | | |
| 法第三十五条第一項 | 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者が | 新型コロナウイルス感染症の患者が |
| | 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者若しくは疑似症患者若しくは無症状病原体保有者 | 新型コロナウイルス感染症の患者 |
| 第三十二条の表法第三十五条第五項の項及び法第三十六条第一項の項を削り、同表法第四十三条第一項及び第四十四条の項の次に次のように加える。 | | |
| 法第四十四条の二の見出し | 新型コロナウイルスエンザ等感染症の発生及び | 新型コロナウイルス感染症について |
| 法第四十四条の二第一項 | 新型コロナウイルスエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかにその旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| | 血清型及び検査方法 | 検査方法 |
| | 新型コロナウイルスエンザ等感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| 法第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五 | 新型コロナウイルスエンザ等感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |
| 第三十二条の表法第五十七条第一号から第三号までの項中「第三号」を「第四号」に改め、同表法第五十八条第五号から第七号までの項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第五十九条の項を削り、同表法第六十一条第三項の項中「第七号」を「第九号」に改め、同表法第六十四条第一項の項中「第六章」を「第七章」に改め、同表令第六条の項の次に次のように加える。 | | |
| 令第八条第一号 | 一類感染症の建物 | 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の建物 |
| 令第九条第一号 | 当該一類感染症 | 当該新型コロナウイルス感染症 |
| | 一類感染症 | 新型コロナウイルス感染症 |

第三十二条の表法第二十五条第一項の項を削り、同表令第二十七条第一項の項を次のように改める。

令第二十七条第一項

並びに

及び

第九号まで及び第十四号

第九号まで

第四条中「並びに第三十八条第五項」を「第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

附則第二項ただし書中「第四号から第六号まで」を「第五号及び第六号」に改め、「第八号、第九号」を削る。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。
(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の項中「並びに第三十八条第五項」を「第三十二条、第三十三条、第三十八条第五項」に、「の規定」を「第四十四条の三第一項及び第二項並びに第四十四条の五の規定」に改める。

総務大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

官報

官庁事項

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置に関する公示

新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を次のように設置したので、同条第二項の規定により、公示する。

令和二年三月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(一) 名称 新型コロナウイルス感染症対策本部

(二) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第八号館））

(三) 設置期間 令和二年三月二十六日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認められる期間

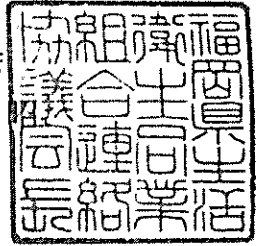
所 行 所 一〇五―八四四五
東京 東京都港区虎ノ門二丁目
番 二 番 五 号
電 話 〇三 (3587) 4294
定 価 一カ月、六四二円
本号一部、一四三円
送料 別

福岡県生活衛生議員連盟

会長 原口 剣生 殿

福岡県生活衛生同業組合連絡協議会

会長 大崎 信



新型コロナウイルス感染症対策について（緊急要望）

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども生活衛生業界は、県民の生活に密着した営業であり、日頃から県民の生活環境の向上に努力してまいりました。この度の「新型コロナウイルス感染症」に対しては、その感染拡大防止に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、感染症患者の増大や国・自治体等の自粛要請等により、生活衛生営業の利用を控える状況が顕著となるなど、その影響は急激に拡大しており、その長期化により営業継続への不安も増大しています。

生活衛生営業は、中小企業・小規模事業者が多数であり、個々の力では、この状況乗り越えることは困難であります。この未曾有の窮地を救済するため、緊急かつきめ細やかな措置を講じていただきますよう、切にお願い申し上げます。

〔要望事項〕

- 資金繰り支援のための緊急融資制度の拡充・創設（無利子・無担保・無保証）
金融機関への返済猶予・金利の減免等既往借入金返済負担の軽減措置
- マスク・消毒液の確保と生衛業に対する優先的な供給
- 税・社会保険料・公共料金等の納付期限の延長・減免による救済措置
- 新型コロナウイルス感染症に起因する減収及び経費増に対する助成制度の創設

〈福岡県生活衛生同業組合連絡協議会構成団体〉

| | |
|-------------------|-------------------|
| 福岡県理容生活衛生同業組合 | 福岡県飲食業生活衛生同業組合 |
| 福岡県美容生活衛生同業組合 | 福岡県社交飲食業生活衛生同業組合 |
| 福岡県クリーニング生活衛生同業組合 | 福岡県喫茶飲食生活衛生同業組合 |
| 福岡県公衆浴場生活衛生同業組合 | 福岡県すし商生活衛生同業組合 |
| 福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 | 福岡県食肉生活衛生同業組合 |
| 福岡県興行生活衛生同業組合 | 福岡県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 |
| 福岡県料理業生活衛生同業組合 | 福岡県冰雪販売業生活衛生同業組合 |

令和2年3月 日

福岡県知事
小川 洋 殿

陳 情 書

私達宿泊業界は、観光立国推進に寄与する大看板を掲げ、国内旅行はもちろんインバンドにも大きく舵を切り、日本が誇るおもてなし日本の発信に努めてまいりました。

これまで、自然災害など幾多の厳しい経営環境を乗り越えてきましたが、このたびの新型コロナウイルス感染による宿泊業界の被害・試練は組合員の個々の力では到底乗り切ることができないと強く感じております。

宿泊業者として何とか耐え忍び、元気な観光立国日本を取り戻すためにも、お力添えを賜り、下記要望をいたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

記

○地方税の減免措置等を要望します。

新型コロナウイルス感染により、2月28日全校休校の政府の要請以降、訪日外国人及び国内旅行においては、キャンセル及び旅行そのものを自粛し今まで経験したことがない、未曾有の経営環境に追い込まれております。宿泊業界においては、他の産業と違い終息宣言がなされたとしても半年間遅く景気浮揚となる業種である。

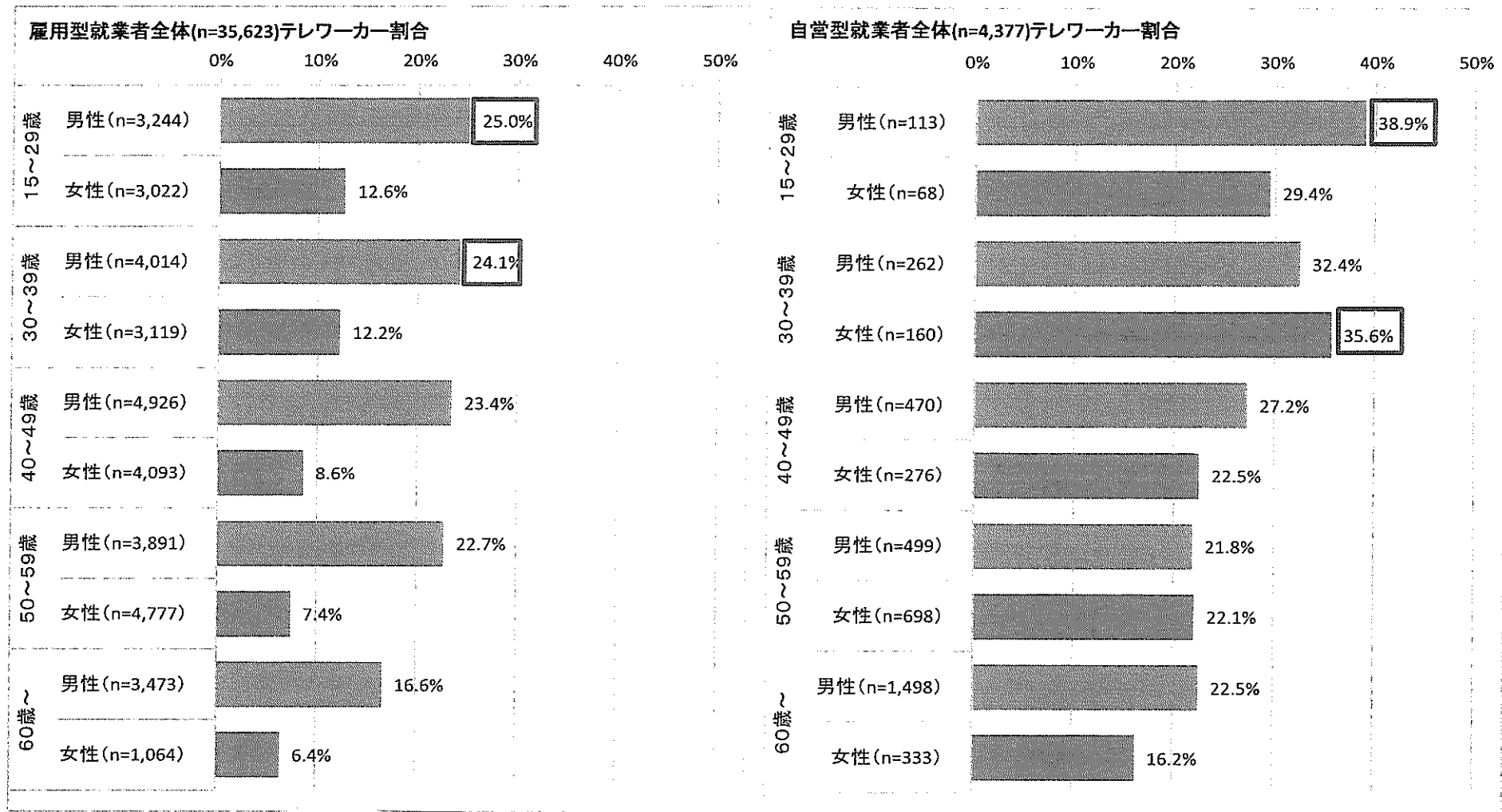
- 一、宿泊業の場合、広大な土地と大きな施設を要している所から「固定資産税」は多大な負担となっており、最低でも1年間の減免措置を講じられたい。
- 一、「入湯税」「宿泊税」については、観光振興を目的にしていることから新型コロナウイルス感染症が収束するまでの一定期間について減免措置を講じられたい。
- 一、住民税、事業税、事業所税等の地方税について、減免措置や延納措置を講じられたい。

福岡県観光産業振興議員連盟
会 長 田中 久也

福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 井上 善博

2-3. 性年齢別テレワーカーの割合

- 雇用型就業者におけるテレワーカーの割合は、15～29歳までの男性(25.0%)と30代男性(24.1%)の割合が高い。また、どの年齢においても女性テレワーカーの割合が男性と比べ低い。
- 自営型就業者におけるテレワーカーの割合は、15～29歳までの男性(38.9%)と30代女性(35.6%)の割合が高い。



2-5. 業種別テレワーカーの割合

令和2年4月1日(水) 参議院決算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 古賀之上
出典：国土交通省「平成30年度テレワーク人口実態調査-調査結果の概要-」(平成31年3月)

- 就業者におけるテレワーカーの割合を業種別にみると、雇用型就業者では、「**情報通信業**」のテレワーカーの割合が最も高く**39.8%**、次いで「**学術研究、専門・技術サービス業**」で**31.3%**、他業種の割合で約10～20%となっており、「**宿泊業・飲食業**」の割合が**8.8%**と最も低い。
- 自営型就業者でも「**情報通信業**」のテレワーカーの割合が最も高く**50.3%**、次いで「**学術研究、専門・技術サービス業**」で**40.6%**、他業種で約10～30%台となっており、「**農林水産・鉱業**」が**8.5%**と最も低い。

業種別 雇用型テレワーカーの割合

| 雇用型就業者全体(n=35,623) | 0% | 25% | 50% |
|-------------------------------------|----|-------|-----|
| 情報通信業(n=1,610) | | 39.8% | |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=748) | | 31.3% | |
| 電気・ガス業(n=432) | | 22.5% | |
| 金融・保険業(n=1,608) | | 21.5% | |
| 製造業(n=6,603) | | 20.5% | |
| 建設業(n=1,757) | | 19.8% | |
| 農林水産・鉱業(n=195) | | 19.5% | |
| 教育、学習支援業(n=1,704) | | 18.6% | |
| 不動産業(n=696) | | 16.5% | |
| 複合サービス事業・他に分類されないサービス業(n=3,456) | | 14.1% | |
| 公務員(n=1,900) | | 13.5% | |
| 卸・小売業(n=4,437) | | 12.7% | |
| 生活関連サービス業(洗濯・理美容・冠婚葬祭業等)、娯楽業(n=932) | | 12.2% | |
| 運輸業(n=1,856) | | 11.1% | |
| 医療、福祉(n=4,440) | | 9.3% | |
| 宿泊業・飲食業(n=1,257) | | 8.8% | |
| その他(n=1,992) | | 14.6% | |

テレワーカー

業種別 自営型テレワーカーの割合

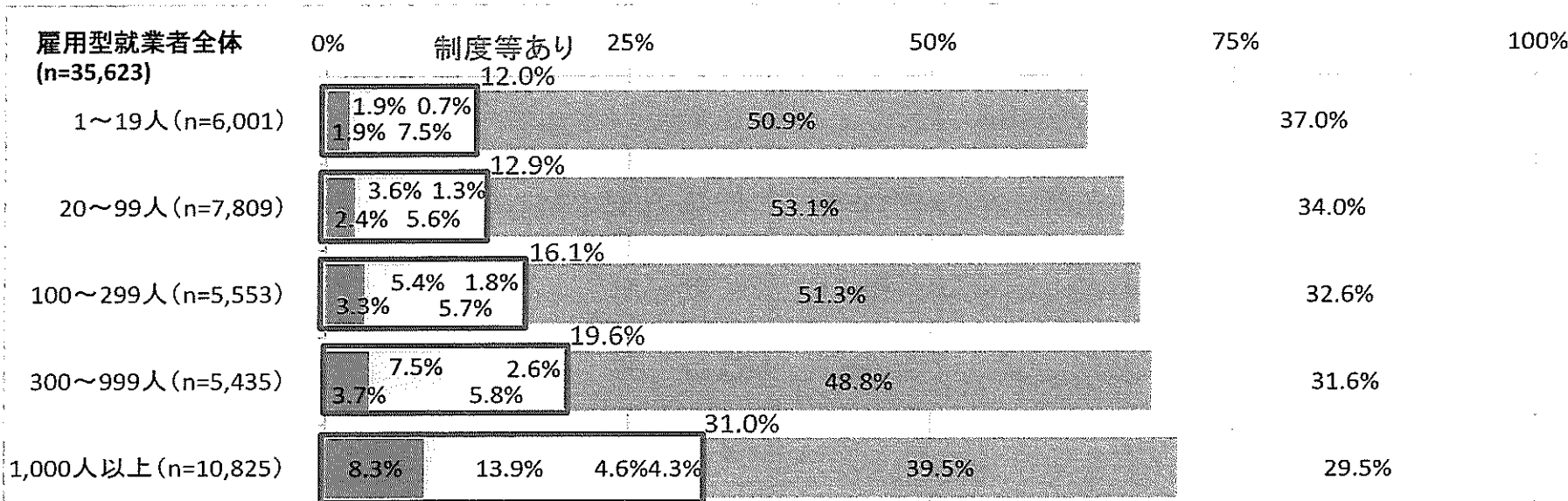
| 自営型就業者全体(n=4,377) | 0% | 30% | 60% |
|-------------------------------------|----|-------|-----|
| 情報通信業(n=147) | | 50.3% | |
| 学術研究、専門・技術サービス業(n=419) | | 40.6% | |
| 金融・保険業(n=101) | | 33.7% | |
| 複合サービス事業・他に分類されないサービス業(n=672) | | 29.3% | |
| 製造業(n=226) | | 21.7% | |
| 不動産業(n=261) | | 20.3% | |
| 建設業(n=271) | | 19.9% | |
| 教育、学習支援業(n=304) | | 19.7% | |
| 運輸業(n=77) | | 19.5% | |
| 電気・ガス業(n=32) | | 18.8% | |
| 卸・小売業(n=564) | | 17.9% | |
| 宿泊業・飲食業(n=208) | | 16.8% | |
| 医療、福祉(n=208) | | 14.9% | |
| 生活関連サービス業(洗濯・理美容・冠婚葬祭業等)、娯楽業(n=302) | | 12.9% | |
| 農林水産・鉱業(n=177) | | 8.5% | |
| その他(n=408) | | 28.7% | |

テレワーカー

2-8. 企業規模別テレワーク制度等の導入割合

○雇用型就業者における、勤務先にテレワーク制度等が導入されている人の割合を企業規模別(従業員数別)にみると、1,000人以上の従業員数の企業で、「制度が導入されている」と回答した人の割合が最も高く(31.0%)、従業員数が増えるほど、テレワーク制度等の導入割合が高まる傾向にある。

企業規模別テレワーク制度等の導入割合



(勤務先の従業員数)

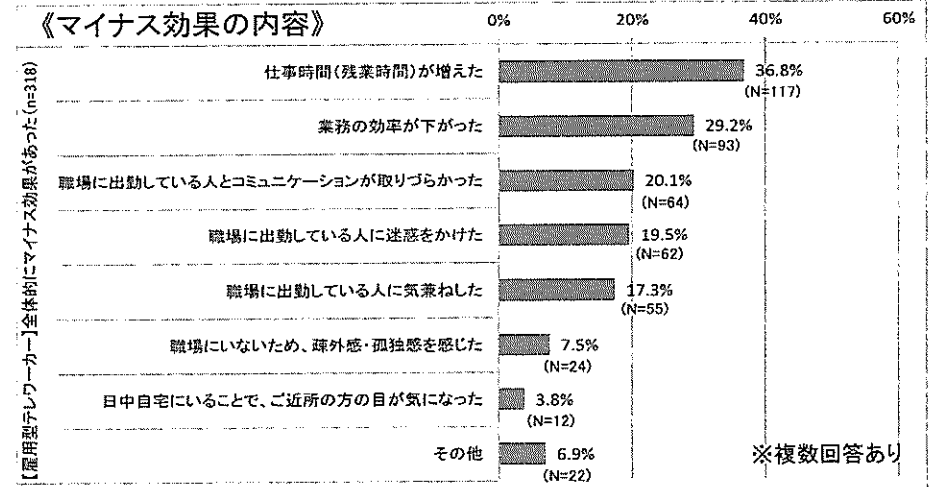
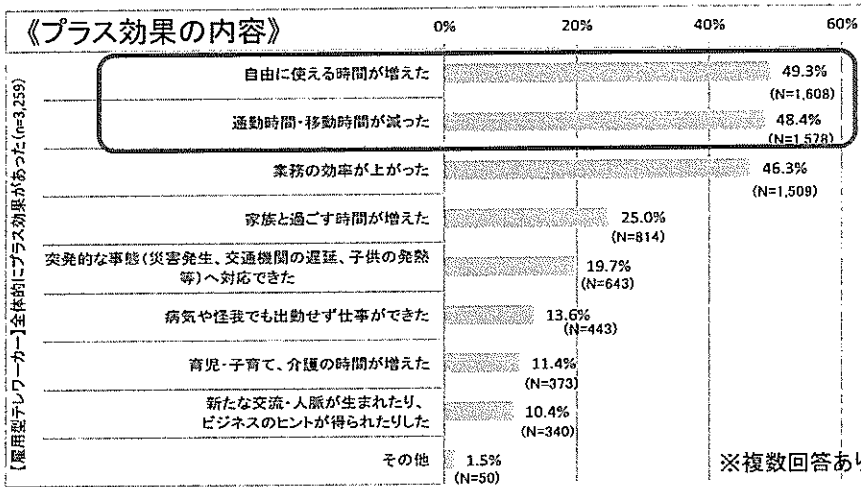
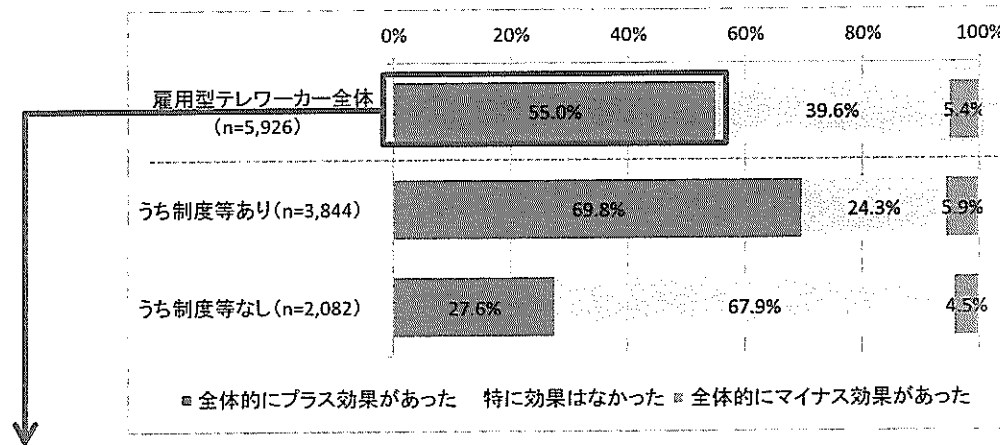
- 社員全員を対象に、社内規程などでテレワーク等が規定されている
- 一部の社員を対象に、社内規程などでテレワーク等が規定されている
- 制度はないが会社や上司などがテレワーク等をすることを認めている
- 試行実験(トライアル)をおこなっており、テレワーク等を認めている
- 認めていない
- わからない

2-9. テレワークの実施効果

令和2年4月1日(水) 参議院決算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 古賀之士
 出典：国土交通省「平成30年度テレワーク人口実態調査-調査結果の概要-」(平成31年3月)

- 雇用型テレワーカーのうち、テレワークの実施効果について、「全体的にプラス効果があった」と回答した人の割合は、**55.0%**。
- 上記のうち、テレワーク実施のプラス効果の内容をみると「自由に使える時間が増えた」という回答をした人の割合が49.3%と最も多く、次いで「通勤時間・移動時間が減った」という回答が48.4%と多くなっている。

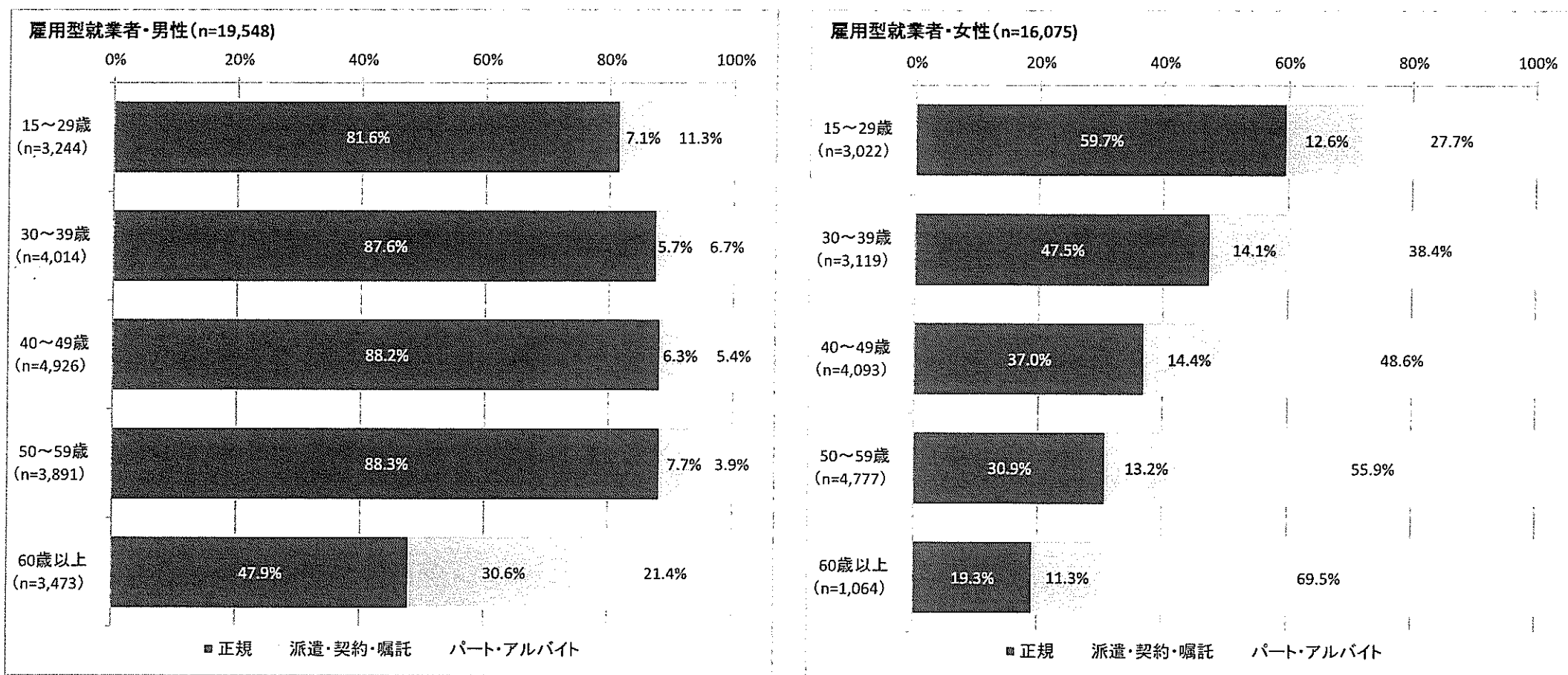
回答者が感じるテレワーク実施効果の有無



※端数処理の都合上、100%とならない場合があります

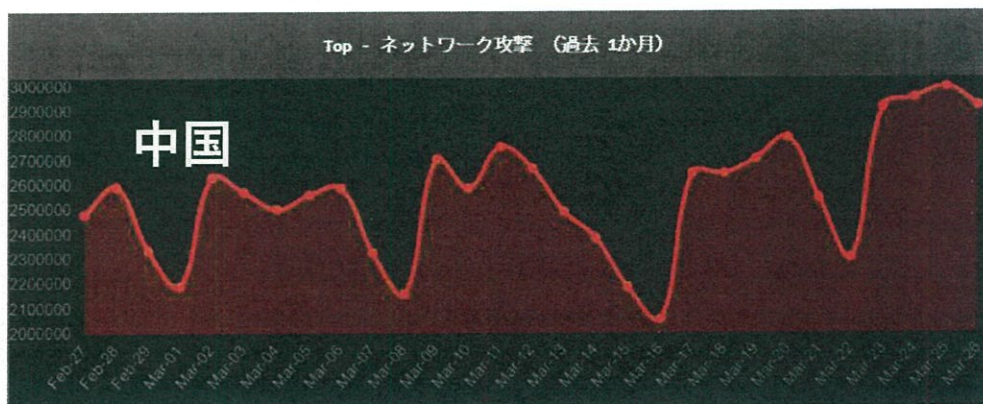
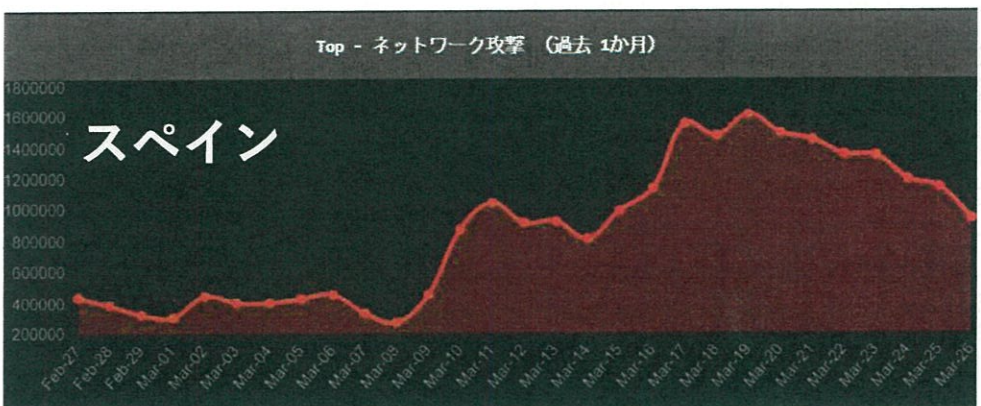
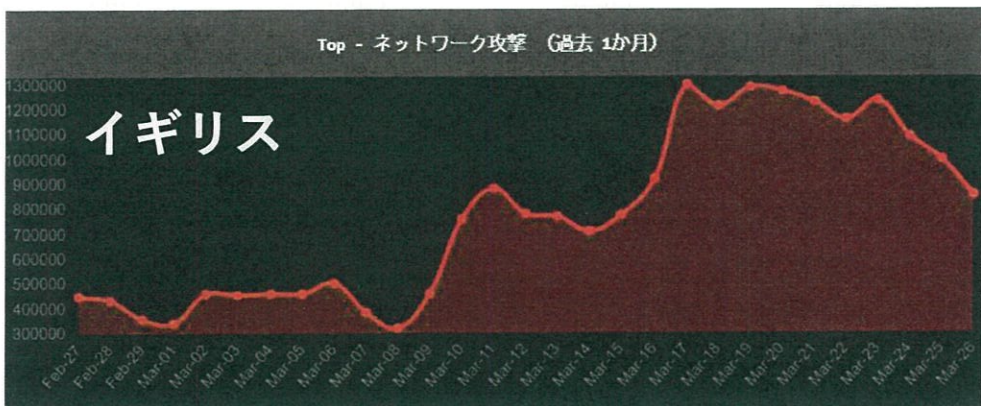
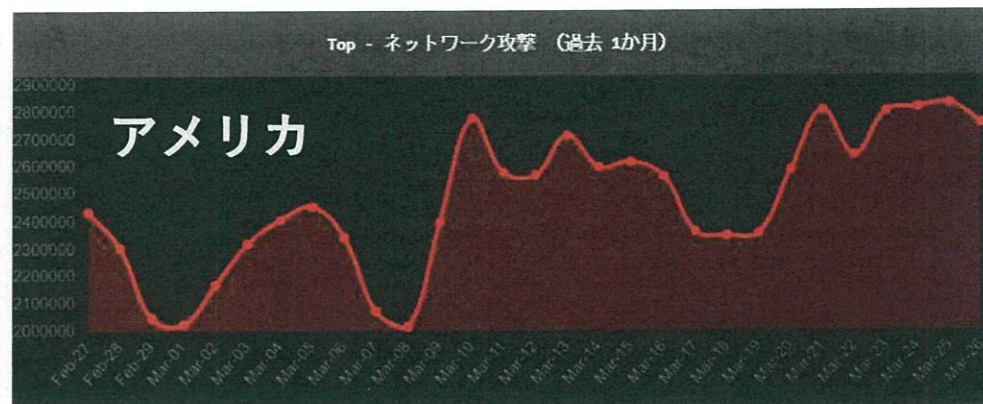
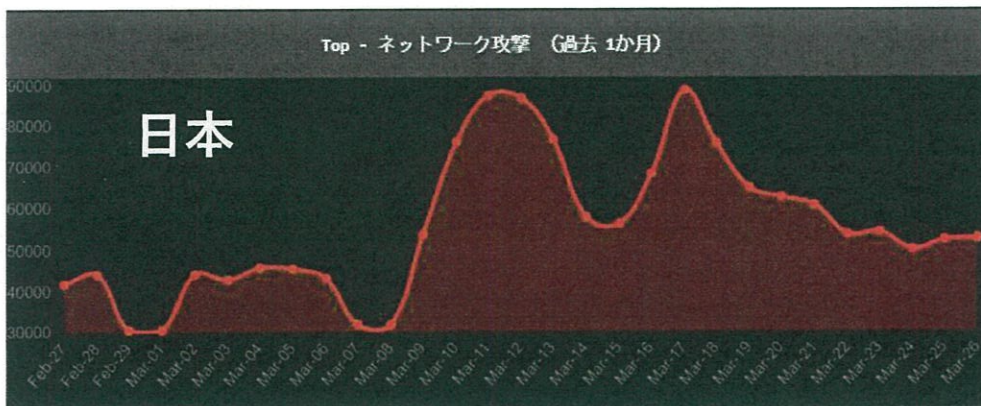
3-5. 性年齢別雇用形態構成比(雇用型)

○回収サンプル数を、性年齢別、雇用形態別に集計すると、下記の構成となっている。



令和2年4月1日(水) 参議院決算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 古賀之土
 出典：国土交通省「平成30年度テレワーク人口実態調査-調査結果の概要-」(平成31年3月)

※掲載数処理の都合上、100%と異なる場合があります。



Number

03

ライフスタイル関連

中国（寧波市）におけるジャパン・エンターテイメント型の大規模商業施設事業へ出資

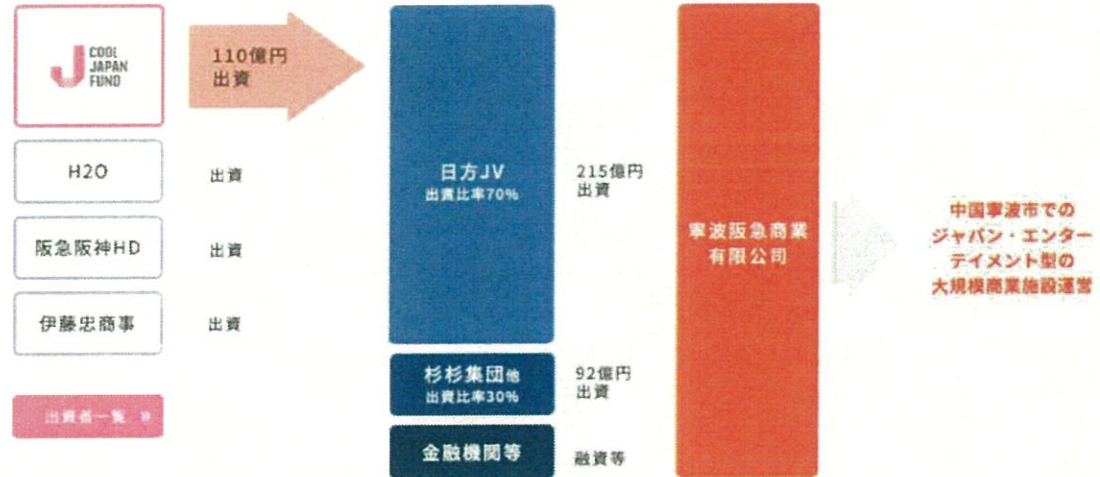
事業者：寧波阪急商業有限公司

TOPICS

2019-05-24
中華人民共和国における都市再生の発展戦略に因りて

2014-09-23
中国（寧波市）におけるジャパン・エンターテイメント型の
大規模商業施設事業の出資

プロジェクト・スキーム



ほど、私、意見を述べさせていただこうと思っております。

一点は、開示ができないという点については、やはり公金、税金を投入しているということで、確かにその一つ一つ、短い時間です、民間企業のように三か月に一回きちんとどんどんどんどん出してこいと言われたりすると、またそれはそれで嫌がられるというようなお気持ちも分かるんですが、ただ、もうこうやって出口戦略までして、エグジットまでしているわけですので、そういったことに関しては、やはりきちっとこの参議院のまさに決算委員会という場に関しては、この使道はどうだったのかというのはやはり改善をしていただきたいという点が一点ございます。

それと、先ほどのお話が出ました、経営陣もいろいろなお話があったというところがございましたけれども、あれはもう私も逆にびっくりしたのは、あの皆さんたちの高額な報酬が果たして適切かどうかなのかというのは、やっぱり初めてオープンになって、そして皆さんたちが改めてこれ議論を始めて、そして約束どおりの報酬を得られないんだから自分たちは出ていくよというような経緯、いきさつもあったので、一概に今回のこの案件と直接的に結び付けるというのもし干渉うんじやないかなという点も御理解いただきたいと思えます。

それと、もう一点は、先ほど質問の中にも申し上げましたが、海外需要開拓委員会というものやはり役割は一体果たしてどうなんだろうかと、クールジャパン機構の中で。

そして、もう一つは、結局残念な結果に終わってしまった場合に、これ実際に責任者は責任はどんな取り方をされているのかも全く、金額が明らかにされていなくて、当然責任のありようも分からない、もう全部がスルーされているという、これも大きな問題が残っていると思えますので、是非、今申し上げた三つの観点についてはまた引き続き意見の交換、議論をさせていただければと思っております。

では、時間がありませんので、次の資料の四を御覧ください。
中国寧波の阪急百貨店についてお尋ねをいたします。

クールジャパン機構は幾ら出資をしていますか。それから、この中国寧波の阪急百貨店と同程度の額を出資している案件はほかにありますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(島田勘資君) お答えをいたします。

寧波のジャパンモールへの機構の支援決定額は百十億円でございます。同規模の支援決定を行っている案件はほかにないということでございます。

す。

○古賀之士君 日本円にして百十億円、ほかのクールジャパン機構の出資額に比べるともう突出していると言ってもいいぐらいの莫大な金額であります。

そして、その資料によりますと、延床面積が十七万平方メートル、東京ドーム三個分です。大型百貨店にこれだけ出資する意味が一体どれだけあるのだろうか、素朴な疑問として感じます。そして、クールジャパンとどのような関係があるのでしょうか。中でも、この文言に書いてあるのは、ジャパン・エンターテインメント型と書いてありますけれども、これ具体的にどのようなものを指していらつしやるのでしょうか。

○政府参考人(島田勘資君) 今回の事業では、広い店舗スペースを確保することで老若男女様々なニーズに応えられる豊富な品ぞろえを実現するとともに、多種多様なイベントを開催し、バラエティーに富んだ飲食店の誘致、こういったことによりまして、まずは地域における強い集客力を持つ店舗にすることを目指しているというものでございます。

その上で、日本ならではの高品質な商品も扱いますほか、富裕層を対象としたきめ細かなサービスを導入するなど、日本の百貨店経営ノウハウを埋め込んでいくことによりまして、トータルとし

て高品質な空間づくりを目指しているものでございます。また、イベントスペースでは、日本各地の物産展あるいは伝統的な文化行事の開催などによりまして、日本のコンテンツを体験できるスペース展開を計画をしているというふう聞いてございます。

なお、本事業では、中国の小売市場にも精通をした現地企業も出資を得ており、現地のニーズをしっかりと捉えることに十分留意しつつ計画を進めていくこととなっております。

○古賀之士君 先ほど残念ながら悪いニュースとなつてしまいましたマレーシアのプロジェクトですけれども、これが物販面積でいくと一万平方米です。今回の中国の案件は、その面積、実に十七倍です。額も突出しております。

今お話にありました物販、飲食、催事、これ、面積の割合をクルージャパン機構やそれから経産省は適正と把握していらつしやるんですか。

○政府参考人(島田勘資君) 計画の詳細につきましては、現在様々な検討を進めている中でございますので、現時点では答弁を差し控えさせていただきますかと思っております。

○古賀之士君 これ、先ほど、二回、しかも規模の少ないもので二度明らかに失敗している案件ですよね。さらに、今度、十七倍もの面積で、なおかつ規模も百十億円という、これ、しっかりとやら

なければ何もできないですよ、本当に。

これは、きつちりやっていたら何か材料なりが、あるいはこの反省を踏まえて、あるいはもう過去二回がちゃんとテストケースとして、まあ言い方は変ですけどアンテナショップの役割を果たして、だからこうやって勝負するんだというようなものがないと、恐らく国民の皆さんは納得できないと思います。

では、本件の出資について、経産省は報告や相談はどこからかあったんでしょうか、これについては。

○政府参考人(島田勘資君) 本件の機構における支援決定に当たりましては、同じく株式会社海外需要開拓支援機構法に基づきまして、支援決定が行われる前にクルージャパン機構が経済産業大臣にその旨を通知することとなっております。現に行われたという、通知が行われたものがございます。

○古賀之士君 じゃ、ちよつと事実関係だけ確認させていただきます。

この阪急それから阪神のエイチ・ツー・オーリテイリングというのがありますが、これ、クルージャパン機構に五億円の出資をしているという事実があります。これに対してかどうかは分かりませんが、これでも、阪急のこの寧波に百十億円もの投資、これってどういうふうにかえていらつしやい

ますか。

○政府参考人(島田勘資君) クールジャパン機構の投資決定に当たりましては、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議で決定をされた官民ファンドの運営に係るガイドラインに沿って、中立的な立場から投資決定を行うための措置を講じているものでございます。

具体的には、同機構法に基づきまして、審議の中立性を確保するため、海外需要開拓委員会を設置した上で、その委員に社外取締役を含めるといったようなことになってございます。現在、社外取締役は七名の委員のうち五名を占めており、委員長も社外取締役が就任しているものでございます。加えて、海外需要開拓委員会が適正に運営されているか監査をするため、監査役が出席をし、意見を述べることとなっております。

本件につきましても、エイチ・ツー・オーリテイリングが機構の株主であるか否かにかかわらず、中立的な判断が行われたものと認識をしてございます。

○古賀之士君 もう一度聞きますよ。五億円出資して百十億円投資が返ってきたことになるということに関しては、ちよつともう少し具体的なお答えいただけますか。

○政府参考人(島田勘資君) クールジャパン機構の株主が五億円を出資しておりますことと、こ

の案件、百十億円の出資をさせていただいたことにつきまして、先ほども申し上げましたとおり、投資の決定に当たりましては様々な客観的な決定過程を経ることとしてございますので、中立的な判断が下されたものと考えてございます。

○古賀之士君 では、話を更に深掘りして。

開業が実はこれ遅れているんですね、一年。本来は去年の秋の開業の予定でしたが、今年の秋になっていきます。

まず一点伺いたいのは、今年の秋の開業は予定どおり行われるのでしょうか。

そして二つ目は、この一年開業が遅れたということで機会損失どれくらいだと試算されていますか。

○政府参考人(島田勘資君) 機会損失につきましては、現在手元に資料がございませんので今お答えができませんが、少なくとも本年秋の開業を目指して準備が進められているものというふうに認識をしております。

○古賀之士君 それ、次回でもいいですし、まあ後で結構ですので、また教えてください。

遅れているのであれば、次はいつ目指しているのか、それからその機会損失はどれくらいあるのかというのは、是非お調べをいただけたら有り難いです。よろしくお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長(石井みどり君) ただいまの件につきまして、後刻理事会で協議をいたします。

○古賀之士君 もう時間がなくなつてまいりました。

というような形で、どんどん様々なことに、残念な結果に終わっているにもかかわらず、規模や予算がどんどん膨れ上がっているとも取れるような状況でございます。これについて、やっぱりしっかりと開示する機会、それから途中経過、今後の予定、こういったものを、経産大臣お尋ねしますけれども、一言まとめていただけたら有り難いです。

○国務大臣(世耕弘成君) これは、クールジャパン機構が株式会社として適時に開示をしていくことになるだろうというふうに思います。

○古賀之士君 私自身も、クールジャパン、つまり、日本から多くの文化やそれから様々なものが発信をされていき世界中の皆さんから愛されているというのに対しては、もちろん大賛成でございます。引き続き、意見交換したいと思っております。

質問を終わります。

○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

今日は決算委員会ということで、まず一番大事な国税の滞納に対する対策についてお伺いをしていきたいと思っております。

国家財政が非常に厳しい状況にある中で、国税における滞納、八千億円超えているという大きな滞納があるということ、大変問題であるというふうな思っています。また、きちんと納税している源泉徴収される給与所得者、勤労者の立場からも問題視せざるを得ないというふうな考えております。

国税庁としては、滞納された税の徴収に様々な尽力をされているとお聞きしておりますが、近年の滞納の実態や滞納の処分を含めた対策の経過などについて説明をいただきたいと思っております。あわせて、どうしてもやはり払えない病気や失業者とか生活困窮者に対する配慮措置などもお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。直近の平成二十九年度末の国税滞納残高は八千五百三十一億円でございまして、平成十一年度以降十九年連続で減少し、ピークであった平成十年度末残高の二兆八千四百九十九億円の約三割の水準まで減少しているところでございます。

この間、国税庁では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内での納付に関する広報、周知、納期限前後の納付催告など、まず滞納の未然防止策を徹底いたしますとともに、滞納となった場合には集中電話催告センター室において早期かつ集中的な電話催告を実施し、一括納付が困難との相



2019年10月25日

各位

会社名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 篤
(コード番号：8242 東証第1部)
問い合わせ先 取締役常務執行役員 森 忠嗣
(TEL. 06-6367-3181)

中華人民共和国における「寧波阪急」の開業時期のお知らせ

中華人民共和国浙江省寧波市にて開業準備中の商業施設「寧波阪急」の開業時期を、2020年秋としましたので、お知らせします。

記

1. 開業時期変更の理由

当社は、2014年9月25日付「中華人民共和国における合弁会社設立に関する当事者間の合意のお知らせ」で当初開業時期を2018年秋とし、その後2018年8月24日付「中華人民共和国における阪急百貨店の開業時期について」で開示しましたとおり、開業時期を2019年秋に変更のうえ、多段階的な開業に向けて準備を進めてまいりました。

本商業施設は、当社グループとして中華人民共和国における初の大規模商業施設となることから、開業時における店舗内容の完成度を優先させることが重要であると考えております。よりインパクトの大きい開業に加え、更なる競争力の強化を図るために店舗内容を一部見直すとともに、より有力なテナント群の出店のめどがついたことから、開業時期を2020年秋に変更いたします。

2. 今後の見通し

今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせします。

【参考】商業施設の概要

所在地：中華人民共和国浙江省寧波市東部新城核心区
商業延床面積：約170,000㎡(地上6階-地下1階)
登記投資総額：30億人民元

以上

令和2年4月1日(水) 参議院決算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 古賀之士
出典：エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 プレスリリース
「中華人民共和国における「寧波阪急」の開業時期のお知らせ」(2019年10月25日)



令和2年4月1日（水）参議院決算委員会 立憲・国民新緑風会・社民 古賀之士
出典：「PLAY 5G～明日をあそべ～」訪問時に古賀事務所撮影の写真